

浅羽学園
袋井市立浅羽南小学校
P T A会則（案）



- ☆（児童にとって）誰もが分かる喜び、集う喜びが感じられる学校
- ☆（地域にとって）地域の人・もの・ことが活用され、身近に感じられる学校
- ☆（保護者にとって）生きる力を身につけてくれる安心・安全な学校
- ☆（教職員にとって）自己の特性を生かす場があり、チームで教育する学校

袋井市立浅羽南小学校 PTA 会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は袋井市立浅羽南小学校 P T A と称する。
第 2 条 本会は事務所を浅羽南小学校内に置く。

第 2 章 目 的

- 第 3 条 本会は次の事項の実現を目的とする。
- 1 学校と家庭及び社会の積極的な協力を通じ、児童の福祉を増進する。
 - 2 教育に対する理解を深め、学校をよりよくするために協力する。
 - 3 家庭生活及び社会生活の水準を高め、民主的な社会人としての教養を高める。
 - 4 公費による適正な支持を確保することに協力する。
 - 5 児童の補導並びに福祉に関する法律の実施につとめる。
 - 6 地域における文化の向上をはかる。

第 3 章 事 業

- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 学校教育環境の整備
 - 2 校外生活指導及び関係他団体との連絡
 - 3 会員の教養の向上と親睦及び職員の研修奨励
 - 4 その他必要と認める事項

第 4 章 方 針

- 第 5 条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。
第 6 条 本会は学校の管理や教育の人事に干渉することはしない。
第 7 条 本会関係以外の一般選挙における候補者の推薦及び選挙活動又は政治活動はしない。

第 5 章 会 員

- 第 8 条 本会の会員は袋井市立浅羽南小学校児童の保護者及び教職員とする。
入会は、児童の入学・転入、教職員の転入とともに会員となる。
退会は、児童の転出・卒業、教職員の転出とともに退会となる。

第 6 章 会 計

- 第 9 条 本会の会費は、会費、事業収益及び自発的な寄付金をもって支弁する。
第 10 条 会費の額は年度始めの総会において決定し、口座振替により 4 月に一括納入する。
第 11 条 会費はその子女の数に関係なく個人の資格において負担する。
第 12 条 本会の資産は第 2 章の目的達成のため以外に使用してはならない。
第 13 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 7 章 役 員

- 第 14 条 本会に次の役員をおく。
- 1 会長 1 名 (保護者)
 - 2 副会長 2 名 (保護者 1 名、学校職員 (校長) 1 名)
 - 3 書記 2 名 (学校職員 (教頭・教諭) 2 名)
 - 4 会計 2 名 (保護者 1 名、学校事務職員 1 名)
 - 5 母親代表 1 名 (保護者)
- 但し、会長が必要と認めた場合は、役員会の同意を得て顧問 (1 名) をおくことができる。

第 15 条 役員の選出及び就任は次の方法による。

- 1 会長は、立候補者及び役員選考委員会より推薦された者（前年度副会長）より選出する。
- 2 副会長は、立候補者及び役員選考委員会より推薦された者より選出する。
- 3 書記は、学校職員 2 名を会長及び校長が指名する。
- 4 会計は、立候補者及び役員選考委員会より推薦された者より選出する。学校職員については、会長及び校長が指名する。
- 5 母親代表は、立候補者及び役員選考委員会より推薦された者より選出する。
- 6 会計監査委員は常任委員以外から 1 名選出する。
- 7 役員は、総会において承認を得る。
- 8 顧問については、必要に応じて前会長をあてる。

第 8 章 役員資格及び任務

第 16 条 役員の任務は次の通りである。

- 1 会長は、本会を代表し総会及び各種委員会の総括・指揮と対外的交渉にあたる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその任務を代行するとともに、会長から権限委譲を受けた任務を遂行する。
会長が、事あるときはその業務を代行する。
- 3 書記は、総会並びに各種委員会の議事を正確に記録作成・保管管理して、次回の総会に報告する。
- 4 会計は、金銭の収支を正確にし、学年末に会計監査を経て新年度において決算を報告する。
- 5 母親代表は、本会の母親を代表し袋井市 P T A 連絡協議会と連携して、家庭教育のあり方等の活動の推進を図る。
- 6 会計監査委員は、その年の会計監査を実施し、結果を次年度総会で報告する。
なお、必要に応じて期中においても監査を実施する。
- 7 役員は任期終了後も後任者の就任まで、その任務を行うものとする。

第 9 章 会 合

第 17 条 総会は原則として年 1 回（4 月）開催するが、書面評決で代替ができる。必要な場合は臨時総会を開くことができる。

第 18 条 総会は本会の最高機関であって、その権限は次の通りである。

- 1 会則の改正と承認
- 2 予算の決定及び決算の認定
- 3 役員及び会計監査委員の認定
- 4 会務の承認及び処理
- 5 その他本会の目的達成に必要な事項の決定

第 19 条 総会において会務を処理する定員数は、会員の 3 分の 1 以上（委任状を含む）とし、決議は議決権を持つ出席者の過半数の同意をもって成立する。
なお、会員は 1 個の議決権を持つ。

第 10 章 委員及び任務

第 20 条 本会に沿った活動を行うため、次の委員会を置く。

- 1 常任委員会
- 2 役員会
- 3 会計監査委員会
- 4 役員選考委員会

〔常任委員会〕

第21条 常任委員会の構成は次の通りである。

1 役員及び学校職員

2 地区選出委員

実家庭数の割合に応じ、地区選出委員を割り振る。最大3人。実家庭が少ない場合は、連絡委員となる場合がある。

3 学年常任委員の選出はしない。

第22条 常任委員会は次期総会までの代議機関であって、その機能は次の通りである。

1 各種原案の審議決定

2 緊急事項の処理

第23条 常任委員会は、本会の事業を遂行するため次の活動を行う。

明るい家庭づくり、児童地域活動（卯の刻・未の遊び）、交通安全防犯パトロール、校外生活指導、いじめ対策、校内環境の美化充実、花いっぱい運動、校外環境の浄化等の活動

第24条 地区常任委員会の構成は、委員長1、副委員長1、会員とする。

委員長、副委員長の選出は、役員選考委員会において互選する。

第25条 常任委員会において事業を計画し、予算を立て議決を経て事業を遂行する。

〔役員会〕

第26条 役員会（総務会）の構成は次の通りである。

1 役員及び学校職員代表

2 会長は必要に応じ、部長等の出席を求めることができる。

第27条 役員会（総務会）の任務は次の通りである。

1 総会及び常任委員会の決議事項処理

2 各種原案の作成

3 緊急事項の処理

〔会計監査委員会〕

第28条 会計監査委員会は、総会において認定された1名の委員によって構成される。

第29条 会計監査委員会は、当該年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

〔役員選考委員会〕

第30条 役員選考委員会は、次期会長候補となる副会長候補1名を推薦する。

第12章 改正

第31条 本会則は、総会または書面評決において出席の3分の2以上の賛成によって改正する。

第13章 帳簿

第32条 本会に次の帳簿を備える。

1 役員名簿

2 会則綴

3 会計簿

4 記録簿

第14章 付則

第33条 本会の運営に必要な事項は、細則として常任委員会の承認を得て別に定めることができる。

細則を制定・改定・廃止した場合は、次期総会にて報告する。

第34条 制定改正

1 本会則は、昭和43年4月より実施する。

2 昭和50年4月 一部改正

昭和55年3月 7日一部改正
 昭和58年4月 一部改正
 昭和63年4月23日一部改正
 平成 元年4月22日一部改正
 平成 6年4月23日一部改正 (常任委員 地区選出委員定数配分の一部改正)
 平成 8年4月20日一部改正 (候補者指名委員会を作らないで会長を決めていく)
 平成10年12月4日運用規定に付則する (奉仕作業にともなう謝礼)
 平成12年4月15日一部改正 (書記を1名を書記2名に改正)
 平成15年4月18日一部改正 (役員選考委員会に関する条項付加及び関係条項改正)
 平成17年4月 一部改正 (袋井市との合併に伴う名称変更及びPTA簡易保険団体の活動削除 第4条4項)
 平成20年4月 一部改正 (会計 地区選出委員の人数 学年常任委員の名称役員会の構成)
 平成26年4月 一部改正 (顧問)
 平成29年4月 一部改正 (母親代表追加)
 平成30年4月 一部改正 (地区選出委員)
 令和 3年4月 一部改正 (会計監査委員数の変更、専門部の変更4部から3部へ)
 令和 4年4月 一部改正 (総会または書面評決、連絡委員、学年常任委員なし、学年部会なし、地区常任部)

細則 浅羽南小学校 PTA 運用規程

- 1 PTA協力会をおくことができる。
 - (1) 会則3条, 4条を支援することを目的とする。
 - (2) 代表世話人を置く。
 - (3) 常任委員は1年間を原則として、協力会に残るものとする。
- 2 PTA奉仕作業にともなう謝礼等
 - (1) 車の借用について 自家用車提供者 500円
借用トラック 1000円
 - (2) 草刈り機提供者 混合ガソリン満たん

細則 浅羽南小学校 PTA 慶弔規程

- 1 PTA会員に関すること
 - ・ PTA会員が死亡した場合は、香料5,000円と生花(15,000円程度)代表者が参列する。
 - ・ PTA会員が死亡した場合の初盆は、盆供2,000円を供え、代表者が参列する。
- 2 児童に関すること
 - ・ 本校に在学する児童が死亡した場合は、香料1万円と生花(15,000円程度)代表者が参列する。
- 3 その他
 - ・ 会長、副会長の離任に際しては、記念品等を贈り、謝意を表す。
 - ・ 必要と認めた場合は、その都度協議し決定する。

平成18年3月 3日改正

平成26年4月18日改正

平成29年4月28日改正

細則 浅羽南小学校 PTA 旅費規程

PTA会員が諸会合へ参加のときに、PTAより負担する旅費を以下のように制定する。

- 1 旅費・・・1Kmあたり37円支給する。日当は無しとする。
※袋井市職員の旅費に関する条例第15条に準ずる。
- 2 その他
 - ・ 高速道路及び駐車料金は別途実費支給する。(領収書添付)
 - ・ 旅費及び日当を支払われる会合は除く。

平成 6年 9月22日制定

平成18年 3月 3日市町村合併に伴い改正

平成23年 4月 1日改正

細則 浅羽南小学校 PTA 役員選考規程

(設置)

第1条 会則 第7章 第15条に基づき役員選考委員会を置く

(構成と役割)

第2条 役員選考委員会の構成と役割は、次のとおり定める。

1. 役員会及び地区常任委員長・副委員長で構成する。
2. 役員選考委員会は本会の指揮運営を任せるに相応しい翌年度のPTA副会長及び地区常任委員を選考し全員に対して推挙する役割を負う。

(地区割と定数)

第3条 地区割と役員及び地区常任委員の定数は次のとおり定める。

1. 副会長(次期会長)は、全地区の中より選出する。
2. 地区常任委員は、地域ごとに定数を選出する。
3. 地区の常任委員定数は、大幅な家庭数の増減が生じた場合、役員選考委員会が見直しを行う。

ブロック	地区	委員定数	ブロック	地区	委員定数
南 ブ ロ ッ ク	中新田	1	東 ブ ロ ッ ク	松原・初越	3
	大野	1		梅山南	1
	東同笠	1		梅山北	1
	西同笠	1		新堀	2
	太郎助	2			
	湊東	2			
	湊中・湊西	1			

(選出条件)

第4条 副会長(次年度会長)候補者の選出方法は次のとおり定める。

1. 対象者は、4年生の保護者会員から選出する。
2. 役員選考委員会は、保護者会員の中から自薦・他薦による立候補者を募る。
なお、教職員会員の副会長・書記・会計の選出は学校からの他薦とする。
3. 立候補者が複数名の場合は次のとおりとする。
 - (1) 立候補者の中から副会長候補者を選出する。
 - (2) 選出方法については、役員選考委員会立会いのもと、立候補者協議の上決定する。
4. 立候補者がいない満たない場合は次のとおりとする。
 - (1) 4年生の保護者会員を対象に互選を実施する。
 - (2) 互選の結果をもとに、上位の適正人数を参集し役員選考委員会の立会いのもと、協議決定する。

(選出条件)

第5条 地区常任の選出方法は次のとおり定める

1. 対象は5年生の保護者会員を中心に、本年度の地区常任委員立会いのもと、地区常任候補者を選出する。
2. 選出は自薦・他薦による候補者を募る。
3. 候補者が定員満たない場合は、地区内で協議のうえ選出する。
4. 各地区選出の常任委員候補者を11月末日までに役員選考委員会へ報告する。

(除外条件・考慮事情)

第6条 候補者から除外される条件・考慮される事情は、次のとおり定める。

1. 副会長候補者から除外される基本条件は次のとおり定める。
 - (1) 次年度、中学校・高等学校等でPTA本部役員が決まっている方
 - (2) 今までに「浅羽南小学校PTA会長・副会長」、転入された方については「転出先の小学校でPTA会長・副会長」を歴任された方

- (3) ひとり親世帯の方
- (4) その他事情により役員選考委員会が認めた場合
- 2. 副会長候補者及び地区常任委員から考慮される基本条件は次のとおり定める。
 - (1) 外国籍の方で地域の事情に慣れていない方や日本語があまり流ちょうでない方
 - (2) その他事情により役員選考委員会が認めた場合
- 3. 1項 2項 について、本人の立候補希望があればその限りではない。

(組織編成)

第7条 組織編成会議の開催は次のとおり定める。

- 1. 12月末日までに、候補者を招集し会計・母親代表の選出及び、組織の編成を行う。
- 2. 会計・母親代表は、2ブロックより年度ごと交互に選出する。
- 3. 幸浦コミュニティセンターPTA代表委員および浅羽東コミュニティセンターPTA代表委員は各ブロックより選出する。
- 4. 袋井市交通安全母の会は全地区より選出する。
- 5. 選出方法は、自薦・他薦を含め協議のうえ決定する。

(上申)

第8条 役員選考委員会は第4条で決定した各候補者を次年度の総会へ上申する。

(改廃)

第9条 本細則の改廃は役員会により決定し、総会へ報告する。

附則

- 1. この規程は令和5年10月から施行する。